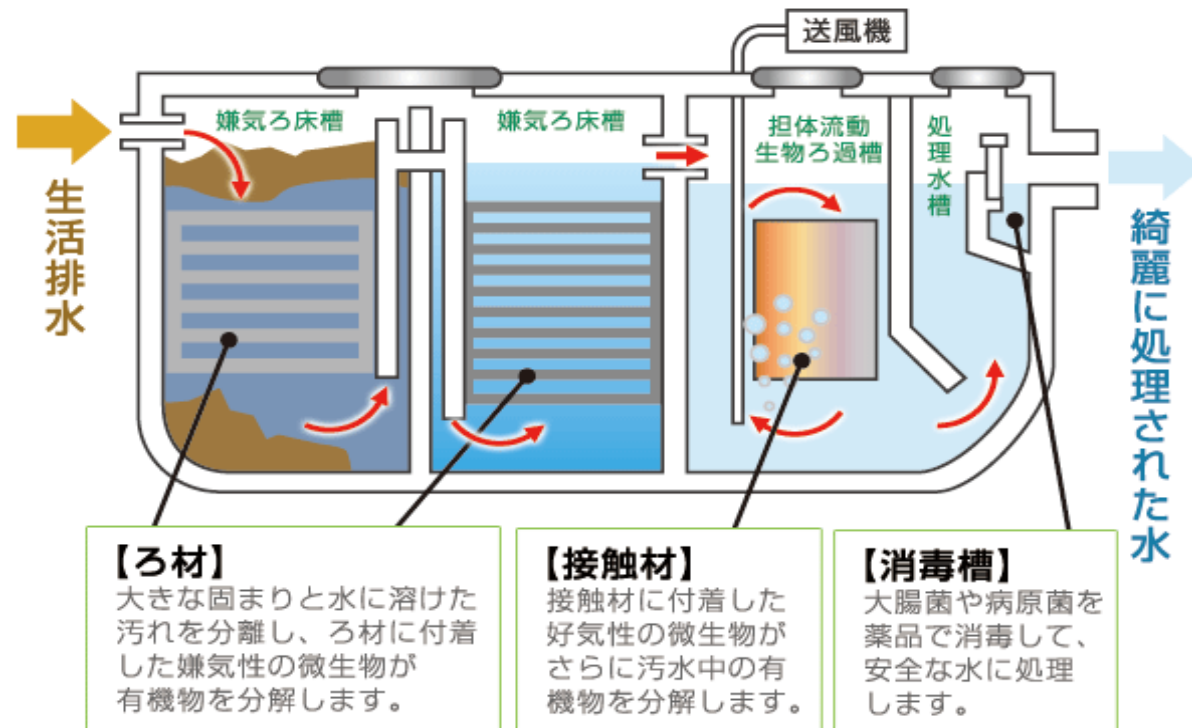


# 合併浄化槽のお知らせ (仕組み・注意・義務)



## 1. 合併浄化槽の仕組み

合併浄化槽はトイレの污水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。微生物のはたらきにより、汚れた水をきれいにしています。



## 2. 浄化槽の使用上の注意

微生物に影響を与え、悪臭の原因にもなりますので以下の点に注意してください。

### (1) 台所

配管の詰りや浄化能力が低下してしまいますので、使った油や調理くず・生ゴミは流さず、可燃ごみとして処理してください。

### (2) 洗濯

洗剤・漂白剤は適量で使用してください。

### (3) トイレ

紙おむつ、衛生用品、たばこ等は流さないでください。  
塩酸系の薬品は使わないでください。

### (4) 風呂場

カビ取り剤は適量を使用し、その後は多めの水で洗い流してください。  
市販の入浴剤は適量を守って使用してください。また硫黄化合物の含まれている入浴剤は避けてください。

### (5) 浄化槽

殺虫剤は使わないでください。

ブロワの電源は数ヶ月間留守にしても切らないでください。

## 3. 3つの大切な義務(保守点検・清掃・法定検査)

浄化槽法第10条に「浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない」、第11条に「指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」と定められています。

浄化槽法12条では、罰則規定として「保守点検又は清掃についての改善命令等」「定期検査についての勧告及び命令等」も定められています。この法律等により、国東市でも交付要件、法定検査、補助金交付の取り消しなどの要綱を定めていますので、補助金交付決定通知書にある交付要件を守って、正しく浄化槽をお使いください。

### (1) 保守点検



浄化槽に流入する生活排水は、使用状況や人数によって異なります。浄化槽の状態を見ながら、調整・修理や消毒薬の補充等を行うことが必要です。保守点検の作業には、経験と専門知識・道具類が必要ですので、県知事登録の専門業者に委託してください。一般のご家庭では、4ヶ月に1回以上の点検が必要です。

### (2) 清掃



浄化槽の中には、微生物で分解しきれないものや、微生物の死骸などの汚泥が溜まってきます。汚泥の引き抜きや、装置の洗浄が必要です。清掃は市(環境衛生課)が許可した清掃業者が行うこととなっていますので、許可業者へ委託してください。一般のご家庭では、年1回以上の清掃が必要です。

### (3) 法定検査



放流水質が悪くなって身近な生活環境の悪化等につながることはないよう、日常の維持管理が適正に行われているか、浄化槽の機能が正常に働いているかなどを判断するために行う検査です。大分県では、県知事指定検査機関「大分県環境管理協会」が法定検査を行っていますので、年1回の法定検査(5人槽で約5千円)を受けてください。

### お問合せ先

国東市役所 上下水道課(補助金について) TEL 0978-72-5197  
環境衛生課(維持管理について) TEL 0978-72-9001  
東部保健所 国東保健部(浄化槽法の施行に関すること) TEL 0978-72-1127